

### **【シンガポール】 IPOS、PPHプログラムの手数料還付制度導入**

シンガポール知的財産庁（IPOS）は、特許審査ハイウェイ（PPH）プログラムの利用時の調査および/または審査請求手数料の 30%を還付するパイロット制度（Pilot Initiative – Fee Savings）を開始しました。

#### **制度の概要**

- ・ 対象期間：2025年9月15日～2027年12月31日
- ・ 対象手続：調査請求（PF11）および/または審査請求（PF12）
- ・ 還付率：IPOS 手数料の 30%

PPH 申請が受理されると、自動的に還付処理が開始され、1～2 か月以内に返金されます。別途の手続は不要です。

詳細につきましては、IPOS の以下 URL をご参照ください。

<https://isomer-user-content.by.gov.sg/61/a8f60347-b64a-4ecb-a034-f79a7b1ebd49/circular-no-4-2025.pdf>